



15のいす

第3期の到来

最高裁判所判事
上田 豊三

我が国に近代的な裁判制度が確立されたのは、明治23年に大日本帝国憲法が施行された時に始まります。そこでは、一応の三権分立制の下に、大審院を頂点とする三審制が採られ、裁判の面における裁判官の独立は保障されてきました。しかし、行政裁判所などの特別裁判所が設けられたり、司法行政は司法大臣の監督下に司法省が行うものとされていました。私は、この時期の司法を近代的な裁判制度の第1期と呼びたいと思います。

第2次世界大戦に敗れた後、昭和22年に日本国憲法が施行されて、最高裁判所を頂点とする現行の裁判制度が確立されました。そこでは、三権分立が徹底され、裁判所は一切の法律上の争訟を裁判するものとされ、違憲立法審査権も与えられ、行政事件も取り扱うことになりました。裁判の独立はもちろん、裁判官の人事や裁判所の経理などの司法行政も裁判所が自ら行うことになり、司法行政の独立も実現しました。この時期の司法を第2期と呼びたいと思います。

ところで、現在、着々と司法制度改革が進められています。法曹養成制度としての法科大学院制度の新設や下級裁判所裁判官の任命に関

する指名諮問委員会制度、労働審判制度の発足など既にスタートしたものもあります。また、国民の中からくじで選ばれた裁判員が裁判官と一緒に刑事裁判の審理を行うという裁判員制度が平成21年5月までには始ま

ることになっています。これらの改革は国民の司法参加という大きな流れに沿ったものであり、一種の革命的な色彩を持った改革ですが、国民の皆様の理解と協力なしには実現できません。私は、この改革により始まった時期を第3期の到来と考えています。

第1期から第2期までに約60年、第2期から第3期までに約60年が経過しました。人間も生ま

れてから60年経つと還暦を迎えます。我が国の近代的な裁判制度も約60年の周期で新しい制度へと移り変わっていくように思われます。このように制度は移り変わっても、これを支えている裁判官をはじめ裁判所職員の基本的な心構えには不変のものがあるのではないかと思います。英知と勇気を持ち、心の中は冷静・公平・厳正に、しかし温かく、優しい眼差しで、第3期の裁判も担っていければと願っています。

